

～ 関連団体の取り組みについて ～

NPO法人京都府成年後見支援センター主催の研修会のお知らせ

成年後見人がつくと選挙権を失うとする現在の公職選挙法の規定は、法の下での平等などを保障した憲法に反するとして、ダウン症で知的障害のある女性が国に対して選挙権があることの確認を求めた裁判で、3月14日、東京地方裁判所は、この規定を憲法に違反すると判断し、原告の訴えを認める判決を言い渡されました。

永年、精神保健福祉の分野で相談業務にも携わってこられ、現在は、京都ノートルダム女子大学で教鞭を執っておられる 佐藤 純 准教授を講師にお招きし、後見業務に関わって精神保健福祉の分野で配慮すべき点を学ぶ研修会として下記のとおり実施されますので、お知らせします。

記

- 1 日 時 平成25年4月5日（金）
午後6時30分から午後8時30分
- 2 場 所 ひとまち交流館 第4会議室
下京区梅湊町83-1（河原町五条下る東側）
TEL：075（354）8711
- 3 テーマ 「精神保健障害福祉における相談支援について」
- 4 講 師 京都ノートルダム女子大学生生活福祉文化部准教授 佐藤 純
- 5 受講料 千円
- 6 申 込 3月27日（水）までにファックスで申し込み下さい。
FAX：0774（24）3257（藤田事務所）

<出席申込書>

4月5日の「精神保健障害福祉における相談支援について」の研修会に出席します。

支 部 名 _____

会員氏名 _____

連 絡 先 TEL： _____